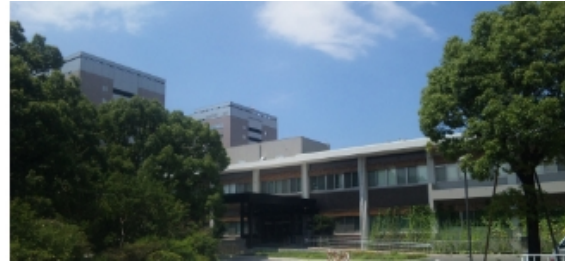


九州大学歯学部同窓会

Alumni Association, Faculty of Dental Science, Kyushu University

代診派遣医制度実施規則



（ 名 称 ）

本制度は九州大学歯学部同窓会代診派遣医制度と称する。

（ 目 的 ）

本制度は、九州大学歯学部同窓会会員（以下、本会会員）が急病や緊急を要する事態に陥った場合、本会会員の損失を可及的最小限に抑制することを目的とする。

（ 運 営 ）

本制度の運営は、本会理事会があたる。実務に関しては、理事会が依頼・任命した派遣医連絡委員で構成する派遣医連絡委員会がこれにあたる。

（ 対象者および依頼者 ）

対象者は、本会会員の開業医とし、依頼者は会員本人・その家族もしくはそれに準ずる者とする。

（ 依頼方法および要件 ）

依頼者は、別途に定める様式にて本会に依頼する。ただし、本制度の目的に合致しない依頼の場合は受理しないことがある。また、依頼先医院が医師賠償保険に加入している場合に限る。

（ 派遣医の登録 ）

派遣医連絡委員会は、九州大学在籍歯科医師および本会会員の中から本人の承諾を得て、あらかじめ派遣医の候補者を登録しておく（以下、登録医）。

（ 登録医の派遣 ）

依頼者から派遣の要請を受けた派遣医連絡委員会は、速やかに登録医に連絡をとり、派遣を依頼する。

- 1) 派遣医がいた場合：依頼者に連絡のうえ、以後は当事者間で直接話し合う。
- 2) 派遣医がいない場合：その旨連絡し、他の手段をとるように勧める。

（ 本制度の責任範囲 ）

本会の責任は派遣までとし、その後に生じた問題は依頼者側に帰属する。

（ 諸 経 費 ）

本会は、派遣医の登録および派遣に関する連絡通信費を負担する。依頼者は、派遣に関わる交通費、宿泊費を全額負担する。派遣医の謝礼の金額・支払い方法等は、当事者間の話し合いでもって決定する。

（ 本実施要項の改正 ）

本会理事会は、実状に応じ本制度の見直しを行い、評議員会の過半数の承認を得て本実施要項を改正することができる。

（ 付 則 ）

本制度は、平成14年 9月 8日から実施する。

九州大学歯学部同窓会 代診派遣医制度実施規則 申し合わせ事項

（ 目 的 ）

本制度は、九州大学歯学部同窓会会員が急病や緊急を要する事態に陥った場合、会員の損失を可及的最小限に抑制するいわば緊急避難的制度です。したがって本制度は、勤務医やアルバイトを斡旋する制度ではありません。派遣期間は概ね1ヶ月を限度とします。なお、各同窓会支部、歯科医師会、同門会等にて同様な制度がある場合は、それらも併せて活用されることをお奨めします。

（ 運 営 ）

派遣医連絡委員の定数や任期は本会理事会が状況を判断して決定します。

（対象者および依頼者）

対象者としての資格は、原則として該当年度までの同窓会費を納入している本会会員本人とします。例えば本会会員の分院であっても、分院長が本会会員でない場合などは対象外となります。

（依頼方法および要件）

派遣依頼の際は、会報などに綴じ込んだ依頼用紙で、FAXなどにて簡単確実に依頼できるよう考慮いたします。また不明な点がある場合などは、支部関係者との連絡をとらせていただき、その協力を仰ぐことがあります。

（派遣医の登録）

事前に九州大学の各講座に対し、派遣が可能な歯科医師（大学院生・研究生等）のリストアップの協力依頼をしておきます。また、休職中、開業準備中、育児中などで、自由な立場の同窓会員にも登録を依頼しておきます。

（登録医の派遣）

依頼をうけた派遣医連絡委員会は、速やかに登録医に連絡をとり、派遣を依頼しますが、派遣医がない場合は、その旨を依頼者に報告すると同時に、新たに候補者がいないか、大学等に再度確認するよう最大限の努力をします。

（諸経費）

派遣医の謝礼の金額や支払い方法などについては、当事者間で話し合ってもらいます。

PAGE TOP ▲

/ Copyright 2011 九州大学歯学部同窓会. All Rights Reserved.

